

发展有机农业所需的“生物认证”与消费者参与

久保田裕子 2014. 8. 19.

1. “环境”、“丰富的生物物种”与有机农业的关联

发展有机农业，离不开消费者对有机农业的理解、支持和配合（有机农业 95%，有机 JAS 标记“非常了解”9%，“略有所知”35%）。消费者对有机农业的实际印象主要“安全放心”（52%）、“健康”（14%，而联想到“环境”（10%）的人较少（2009 年日本有机农业研究会有机农业理解消费者调查）。此外，日本有机农业所占比例较低，耕地约占 0.5%、农产品比例/限带 JAS 标记 0.2%（MOA, 2010）。

有机农业有着“环境”（减少环境负荷）、“与自然共生”（促进自然循环功能、保护并增进生物多样性等）、与农业形成一体的文化、维持景观、具有教育作用等多种意义。当前趋势为“环境”意识越强的人，越会购买有机农产品（2011 年日本有机农业研究会调查）。并且，“日常购买”有机农产品的主要采购渠道为“生协、合作等团购或送货上门”（51%）、“生产者或农协的直销场所、早市”（37%）、“天然食品店等专卖店”（28%），生产者看得到的持续流通、地区内的自产自销较多（2009 年同上调查）。

2. 朱鹮、鹤等“生物品牌”和“生物认证”

“生物品牌”是指使用“朱鹮”、“鹤”、“萤火虫”、“蜜蜂”、“生物”等相关标志宣传农产品，展示农产品及其生产过程中采用了环保型耕作法，以争取更多的消费者。例如，“鹤培育耕作法”（JA TAJIMA/丰冈市），“蜜蜂故乡”（蜜蜂的故乡建设协会/茨城县笠间市、大子町）等。

近年来，开展了为保全生物而拒绝使用导致蜜蜂受害的“新烟碱类农药”、已导致问题且开始限制使用的有机磷类农药、副作用强的氟虫腈（均为杀虫剂）等农药的活动，2013 年，民间开发出了“生物认证系统”。这与各地已有的生物品牌的思路相同，但在生物标记的保证方法中全新采用了 IFOAM（国际有机农业运动联盟）的“Participatory Guarantee Systems” PGS（参与式保障体系）。

3 IFOAM 的消费者参与式保障体制

之前 IFOAM 开展的有机农产品流通时采用的第三方机构认证（第三方认证）对进行地区流通、日本国内流通的小型农户而言负担过重，因此，自 2004 年起 IFOAM 经内部研究后制定了另一种有机农产品认证方法 PGS。PGS 认证体系尤其适用于自产自销地区的流通、日本国内流通、生产者与消费者面对面机会较多的团购及合作、欧美地区的 CSA（地区支援型农业）等。并且，这种认证体系不仅是生产者之间的同行评审（相互审查），还具有教育计划的特性，即通过消费者的积极参与，消费者自身也开始学习有机农业知识，并加深理解，进一步成为持续型消费者。在当地，可设立有机农业生产者和消费者合作发展有机农业的项目。参与式保障体系的定义如下。

各类参与式保障体系都是一种为所在地提供质量保证的体系，该体系在所有相关方都积极参与的前提下对生产者实施认证，并以此建立起一种彼此信任、互相沟通和认知交流的基础关系。

4. “生物调查”与消费者参与

有机农业的最低限度定义为“不使用化学合成肥料及农药”。从外观上很难判断是否“不使用”。不使用的结果是在田地和周围都能形成生物物种丰富的环境。因此，让消费者直接参与并观察“生物物种丰富的环境”，亲身体验有机农业的优点和意义。为了给“生物标记”提供依据，在认证中增加了“生物调查”、“生物观察”作为必要条件。这就是“生物认证系统”的目的所在。

关于“生物观察”和“生物调查”的方法，在田地生物调查方面已通过宇根丰（前自然与农业研究所）、岩渕成纪（NPO 田地）、原耕造（NPO 生物多样性农业支援中心）等的活动，在各地取得了实践成果。另一方面，“生物认证系统”相关方面于 2013 年成立了“生物认证推进协会”（一般社团法人），在①培养有机农产品的生产方法等生产（栽培过程管理）相关审查员，②培养生物调查方法相关人员（称为生物分析专家）方面，分别开设讲座，开始了培养活动。生物认证的目的是在各地开展培育符合当地自然环境的“生物”的农业，让广大消费者前往生产现场，通过亲身接触农业、农地及其自然环境，形成地区环境—农业—农产品消费者的循环。培训讲座培养的是确保该循环正常运转的领导者。

5. 通过消费者的组织化及参与普及“生物认证”

另一方面，城市中的消费者组织建设也非常重要。在日本，20世纪70年代到90年代，各地开展有机农业的原动力是生产者和消费者的“合作”活动。这是生产者和消费者直接对话商定各种事项，并且消费者持续接受农产品的一种体制，特点是建立“相互认识的友好关系”。

日本有机农业研究会于1978年整理汇总了“合作10条”（10原则）。第1条强调了“合作”不是商品买卖关系。第10条强调当地居民都生活在自然环境相同的土地上，呼吁大家为实现有机农业的理想共同携手并进。有机农业的理想不仅是“不使用化学合成肥料及农药”，还具有多种意义，致力于改善（包括人类在内的）生活在环境中的生物的生命质量和生存质量。IFOAM 将上述有机农业的多样化价值汇总为4项原理。

日本有机农业研究会之“有机农业的目标”

1. 【生产安全优质的食品】

生产数量充足的安全优质食品，确保健康的饮食生活。

2. 【保护环境】

将农业生产带来的环境污染和环境破坏控制到最低限度，营造包括微生物、土壤生物群、动植物在内的健全的生态系统。

3. 【与大自然共生】

有效利用地区的可再生资源和能源，使大自然的生产力发挥作用。

4. 【地区自给与循环】

以粮食自给为基础，促进可再生资源及能源的地区自给和循环，努力实现地区自立。

5. 【保持培养自身实力】

营造有生命力的土地，维持并培养土壤的肥沃度。

6. 【保护生物多样性】

维持并保全栽培品种、饲养品种以及野生物种的多样性，与多样化生物共生。

7. 【确保健康的饲养环境】

在家畜家禽的饲养方面，尊重天生的行动本能，采取健康的饲养方法。

8. 【确保人权和公正的劳动】

确保安全健康的劳动环境，保证自立公正的劳动以及充足的报酬和满足感。

等

9. 【生产者与消费者合作】

生产者和消费者之间建立相互认识的友好关系，在相互理解信赖的基础上共同发展有机农业。

10. 【拓展农业价值，建设尊重生命的杜会】

认可农业及农村具有的社会意义、文化意义、教育意义、生态学意义，建设尊重生命的杜会。

(摘自日本有机农业研究会“关于有机农业的基础标准 1999”)

遵守共有目标和规则（标准和规则）

- 1 确为有机农业
- 2 有机农业的标准
- 3 关于有机生产
- 4 有机生产的标准
- 5 (关于标准内容) 通过学习会等形式是否能掌握
- 6 社会性公正的项目中是否包括男女平等、报酬合理

证明条件相符的手续（确认生产者遵守情况的体制）

- 7 信息是否为各农场的相关信息（※译注：假定为团体认证的问题）
- 8 是否符合有机标准，手续如何
- 9 第(8)项能否通过口头或书面说明宣言、誓约、承诺、约定等
- 10 农场的年度审查
- 11 年度审查的手续
- 12 消费者及其他人员等相关人员可否入内（公开性 open gate policy）

记录（文件管理体系和手续）

- 13 关于以下信息
 - a 农场的一般信息 地点、经营规模、地图等
 - b 誓约、承诺、约定（农户的誓约）
 - c 农场审查的记录
 - d 出席地区集会的记录
 - e 团队内各农场的记录
 - f 公开记录
- 14 记录等是否已简化
- 15 在审查是否符合规则的各阶段 是否向相关人员公开
- 16 能否轻松辨别出谁是适合者

对等性

- 17 是否包含生产者在内以民主的方式做出决定及政策决定；代表选举等民主化手续是否明确
- 18 用于改善规则等的机制/流程如何
- 19 能否为有识字障碍的人准备视频材料等（※译注 主要考虑发展中国家）
- 20 生产者是否为第一决策者（针对第三方认证而言）
- 21 如果是全国性项目，那么各地区的多样性如何

消费者参与

- 22 消费者是否为活动成员
- 23 消费者能否参与决定全国、地区的政策（方针）
- 24 消费者能否参与审查过程
- 25 本项目是否得到消费者团体、环境团体等的证实（赞同/支持）

违反时（对违反誓约的规定）

- 26 文件（规则等）中是否写明违反时的措施
- 27 违反时的管理机制如何
- 28 生产者是否参与违反时的处理机制

对生产者的支援

- 29 是否设有为会员生产者参加学习会、集会等提供支援的机制
- 30 是否为生产者提供农业技术（或经济和经营、社会事项）的咨询（建议）服务
- 31 是否设有协调利害关系所需的机制

封条、标签

- 32 是否备有生产者可使用的封条、标签
- 33 PGS 机构是否备有其封条、标签（译注：因为封条、标签的所有主体、管理主体多样化，如国家、地方自治体、IFOAM 等。）
- 34 生产者是否单独接受认证

补充项目

- 35 PGS 机构使用自有资金还是补助金
- 36 价格是否由生产者决定 价格为多少，生产者是否认为合理
- 37 如何设法降低相关人员参与所需的成本

完

关于 PGS 自我评估检查表 (IFOAM PGS 网站)

根据 PGS 的要素和特点，将评估项目设成提问的形式。关于要素和特点，已另外备有资料，以下为相关示意图和摘要。自我评估检查表中的问题仅列出要点译文。

(久保田裕子)

参考 PGS 的要素和特点示意图



参考

PGS 的要素 (Key Elements)

- ①共享共同目标、②参与型、③透明性、④基于信赖=基于尊敬的接触方式、⑤永久持续的学习过程、
⑥对等性

PGS 的特点 (Features of PGS)

- ①标准及规则经过民主化 PGS 的过程由相关人员制定；②群众组织；③适用于小型农业；④原理和价值是改善农户的生活和福利；⑤规定文件管理的系统和手续；⑥检验农户是否遵守标准及规则机制；⑦为农户提供支持的体制；⑧进行“农户宣誓”以表示同意标准及规则；⑨可进行证明为有机农业的封条及标签显示；⑩设有对不遵守标准的农户的规定。

PGS 自我评估检查表概要 (仅翻译要点)

“合作”方法指导　　关于“合作 10 条”

日本有机农业研究会于 1978 年 11 月的第 4 届大会上，就生产者与消费者共同开展有机农业的活动方法发布了“生产者与消费者的合作方法”。这是一项为有机农业实践提供依据的指导，即关于农户与消费者之间有机农业产品的交接方法，由于“无论过去还是现在，日本国内外都没有可参照的先例”，因而收集各地有机农业的先驱者们以独创方法开展实践的宝贵经验，并让实践者之间充分交流经验，然后以此为根据，由创立者一乐照雄汇总各种实践经验得出了今后应采取的方式。该指导刊登在次年 1979 年 2 月的《土地与健康》上，并配有一乐先生的评论（在 2007 年 4·5 月合并刊上再版刊登）。之后，该指导被称为“合作 10 原则”、“合作 10 条”，成为有机农业研究会的基本活动指导。

“合作”（也称为产消合作、生消合作）不是单纯的“商品”产地直销或“商品”买卖，而是在人与人之间建立友好关系（有机的人际关系）的基础上开展的。生产者和消费者不仅要变革耕作方法，还致力于实现“简化农产品的分选和包装”、“以自主配送为原则”、“将农户的自给餐桌延伸至城市居民的餐桌”、“从田间苗拔下的菜到生薹的菜均可食用”、“一物全食”等目标。消费者也应通过帮忙干农活等方式接触农业、理解农业；遵照互惠精神，协商确定价格；重视学习活动等，提倡为了理想而共同参与有机农业的实践，选择爱护大自然的有机农业型生活。

生产者与消费者的合作方法　（合作 10 条）

1. <相互扶助的精神> 生产者与消费者合作的本质不是商品买卖关系，而是人与人之间友好相处的关系。即二者处于对等的立场上相互理解对方、相互帮助的关系。这必须建立在生产者和消费者重新评估各自生活的基础上。
2. <有计划的生产>生产者与消费者协商，制定生产计划，在该土地上最大限度地生产消费者所需农产品。
3. <全量认购>消费者全量认购根据其要求生产的农产品，在饮食生活中尽可能全面依靠该农产品。
4. <基于互惠原则确定价格>在确定价格方面，生产者应充分考虑产品的全量认购、分选和包装、包装所需劳动力及经费的节约等因素，消费者应充分考虑获得新鲜、安全、美味的农产品等因素。
5. <尽力相互理解>生产者与消费者为持续发展合作，关键要加深相互理解，进一步巩固友情，为此应增加双方成员间相互接触的机会。

6. <自主配送>在运输方面，原则上不依靠第三方，希望由生产者团体或消费者团体亲手将产品送至消费者团体的据点。

7. <有机农业研究会的民主运营>生产者和消费者都应警惕其团体内部多数人过于依赖少数领导者的现象，尽可能致力于全体人员分担责任，进行民主运营。但关键应充分考虑每个成员的家庭情况，做到相互帮扶。

8. <重视学习活动>生产者团体及消费者团体都应重视内部学习活动，关键是不能仅止于单纯提供、获取安全食粮的水平上。

9. <保持合理规模>若团体人数过多、地区过大，则难以执行上述各项，因而在组建团体时，应确保合理的地区面积和成员人数，多设团体，并促进相互合作。

10. <逐步实现理想>生产者和消费者的数量都较大时，难以按照以上理想条件开展活动，因而关键是即使当前条件不充分，也应选择有望合作的对象先开展活动，然后再逐步共同前进，坚持不懈。

(发表于 1978 年 11 月 25 日第 4 届日本全国有机农业大会。各项标题为之后添加)

※摘自本会主页“关于生产者与消费者的合作方法”

2 生物认证 5 原则

① 将生物物种丰富的自然环境传承给下一代

蜜蜂、蜻蜓、朱鹮等生物能自由活动，丰富多样的生物能悠然栖息的环境，对人类而言才是真正健康的生存环境。站在该认识的角度，将这种健康的环境完好地传承给下一代子孙，正是我们这代人的责任。

② 遵照预防原则发展环境创造型农业

对于现状广泛使用的化学合成农药、市区/公园/山林原野等处在管理时使用的药剂，尽可能减少用量，力求向不依赖化学合成药剂的有机农业和有机管理转换。对于尽管凭借当前科学知识还无法确定危险性，但有可能造成无法挽回的严重事态的现象，采取不向环境中排放的预防原则。遵照预防原则，不使用有可能对蜜蜂、蜻蜓等昆虫带来影响的新烟碱类农药、氟虫腈及有机磷类农药，尽可能不使用杀虫剂，发展以有机农药为主的环境创造型农业。

③ 通过生产者和消费者直接参与的方式推动交流

“不使用杀虫剂”的农场、生产设施等生产出的农作物为了用蜜蜂、蜻蜓、鹤等生物作为“不使用杀虫剂”的标志，以便消费者进行选择，以生产者和消费者共享各项努力的意义为目标，举办生物观察会。通过生产者和消费者及相关人员积极直接的参与，确保信息显示及信息可靠性，同时开展交流，促进生产者与消费者之间的相互理解。

④ 确立生产的透明性、关系的对等性、信息的公开性

生产者和消费者及相关人员参与举办的生物观察会、公开确认会均以相互尊敬和相互信赖为基础，确立了生产方法的透明性、生产者与消费者的对等性和信息的公开性。

⑤ 致力于建设不依赖化学合成农药及药剂的尊重生命的“无农药社会”

与 NEONICO 网以外的活动相配合，通过“不使用杀虫剂”的各项努力，旨在让大众了解以新烟碱类农药为主目前广泛使用的化学合成农药和药剂的问题，减少用量，向不依靠此类农药及药剂的有机农业和有机管理转换，建设与大自然和谐共存的尊重生命的健康环境和健全社会。

※市民团体“要求停用新烟碱类农药的网络”（简称 NEONICO 网，2011 年成立）成立无新烟碱项目组，并增加 PGS（IFOAM 参与型保证系统）要素，重点针对“丰富的生物物种”（生物多样性），建立了“无杀虫剂”种稻等的认证系统基础。银座蜜蜂项目、FTPS、日本原有品种蜜蜂协会等提供支持。运用该基础标准，于 2013 年成立了生物认证推进协会。

（久保田裕子）



生き物にやさしい日本を残したい

有機食品

Organic Food っていいね!



有機JASマークは太陽と雲(雨)が植物
をはぐくむことをイメージしています。

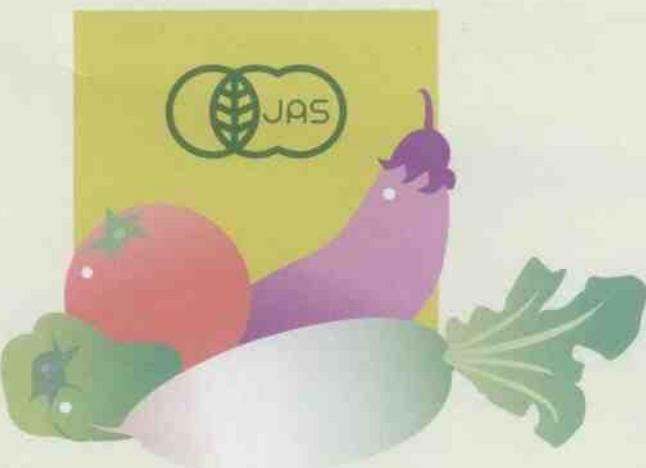


選んで安心！有機JASマーク

* 有機農産物とは *

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、以下の方法で生産された農産物

- たい肥等で土作りを行い、種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用しない
- 土壤の性質に由来する農地の生産力を発揮させる
- 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減
- 遺伝子組換え技術を使用しない



* 有機畜産物とは *

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、以下の方法で生産された畜産物

- 環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を与える
- 動物用医薬品の使用を避ける
- 動物の生理学的、行動学的要求に配慮して育てた家畜、家きんから生産する



* 有機加工食品とは *

原材料の有機の特性を製造又は加工の過程で保持するため、以下の方法で生産された加工食品

- 物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用いる
- 化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避ける
- 原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機農産物・有機畜産物・有機加工食品



有機JASマークのお話



認定機関名

- 有機JASマークは、太陽と雲と植物をイメージしたマークです。
- 農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物や畜産物のほか、これらを原料とした加工食品にも付けられています。

日本では、これまで有機食品についての統一の基準が決められていなかったため、様々な方法で生産されたものが「有機」食品として流通していました。このため、消費者は商品を選ぶときに何を基に選べばよいか混乱していました。

そこで、平成11年に改正されたJAS法に基づき、有機農産物と有機農産物加工食品のJAS規格が定められ、そこで示されたルールを守って生産され、有機JASマークが付された食品にだけ、「有機」や「オーガニック」と袋や箱に表示できるようにしました。

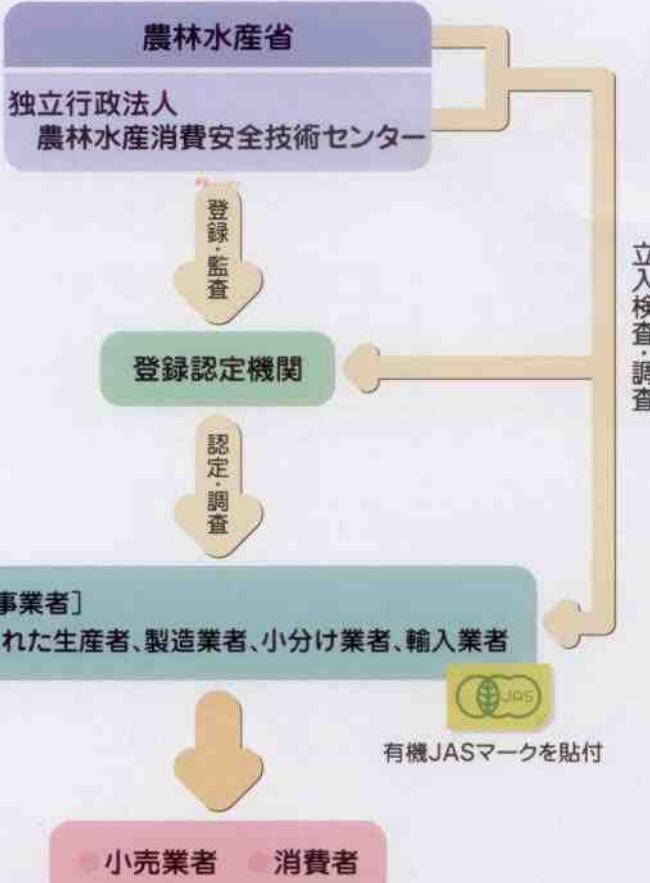
なお、有機JASマークや「有機」、「オーガニック」の表示を付けるには、公平な第三者である登録認定機関の認定を受けることが必要です。

紛らわしい表示はダメ

- 「有機JASマーク」がない農産物に①「有機〇〇」、「オーガニック△△」などの名称の表示
②①と紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。
- これに違反した場合は、①、②の表示を除去・抹消しなければなりません。
(農林水産大臣の命令)
- 農林水産大臣の命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が課せられます。



有機JAS制度のしくみ



監視体制

- 登録認定機関は、認定事業者が基準に適合しているか、格付や表示が適正に行われているかどうかを、定期的に調査しています。
- 農林水産省及び(独)農林水産消費安全技術センターは、認定事業者に對し、立入検査・調査、市販品の買い上げ調査を行います。

有機食品の検査と認定

認定を受けて有機食品を生産する事業者は、国が定めたルールを守って野菜を作ったり、牛を育てたりしています。このように、きちんとルールを決めておかないと、AさんとBさんで有機食品を生産する方法が違ったら、消費者が商品を選ぶときに混乱するからです。

また、このルールを守っているかどうかについて生産者を検査し、きちんと守っている生産者を認定するのが登録認定機関です。登録認定機関の検査員は、生産者の農場に行って状況を確認したり、農薬や肥料などの買い付けの記録を確認したりして詳細な検査を行っています。



登録認定機関の検査員による実地検査

私たちも頑張っています!



有限会社大塚ファーム
認定の種類:有機農産物

これまでの経験を生かして

農薬や化学肥料に頼らず、
60種類以上の作物を生産して
きた経験を最大限に生かして、
美味しい野菜の生産に勇気と
情熱で取り組んでいます。



津別町有機酪農研究会
認定の種類:有機畜産物

環境に優しい循環型酪農を

有機栽培の工夫と放牧草で
「牛にも環境にもやさしい自然
循環型酪農」を研究会の仲間
みんなで実践しています。



福山黒酢株式会社
認定の種類:有機加工食品

伝統製法の黒酢

鹿児島県福山町に江戸時代
から200年続く壺造りの黒酢で
す。原料に有機玄米を使用し、
長期熟成させました。

有機JAS制度についてのお問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 ホームページアドレス (有機食品の検査認証制度)	〒 100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 有機食品制度班 http://www.maff.go.jp/ http://www.maff.go.jp/jas/jas_kikaku/yuuki.html	TEL 03-3502-8111 (代) Tel 03-6744-7139
東北農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒 980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	TEL 022-263-1111 (代)
関東農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒 330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	TEL 048-600-0600 (代)
北陸農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒 920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	TEL 076-263-2161 (代)
東海農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒 460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2	TEL 052-201-7271 (代)
近畿農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒 602-8054 京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町	TEL 075-451-9161 (代)
中国四国農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒 700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	TEL 086-224-4511 (代)
九州農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒 860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	TEL 096-211-9111 (代)
北海道農政事務所 消費・安全部 表示・規格課	〒 060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 17-19-6	TEL 011-642-5490
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	〒 900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 8F	TEL 098-866-1672
独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
本部	〒 330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟	TEL 050-3481-6013
横浜事務所	〒 231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	TEL 050-3481-6024
札幌センター	〒 001-0010 北海道札幌市北区北十条西 4-1-13 道新北ビル	TEL 050-3481-6021
仙台センター	〒 983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎	TEL 050-3481-6022
名古屋センター	〒 460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館	TEL 050-3481-6025
神戸センター	〒 650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町 1-3-7	TEL 050-3481-6026
福岡センター 門司事務所	〒 801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎	TEL 050-3481-6027
ホームページアドレス	http://www.famic.go.jp/	

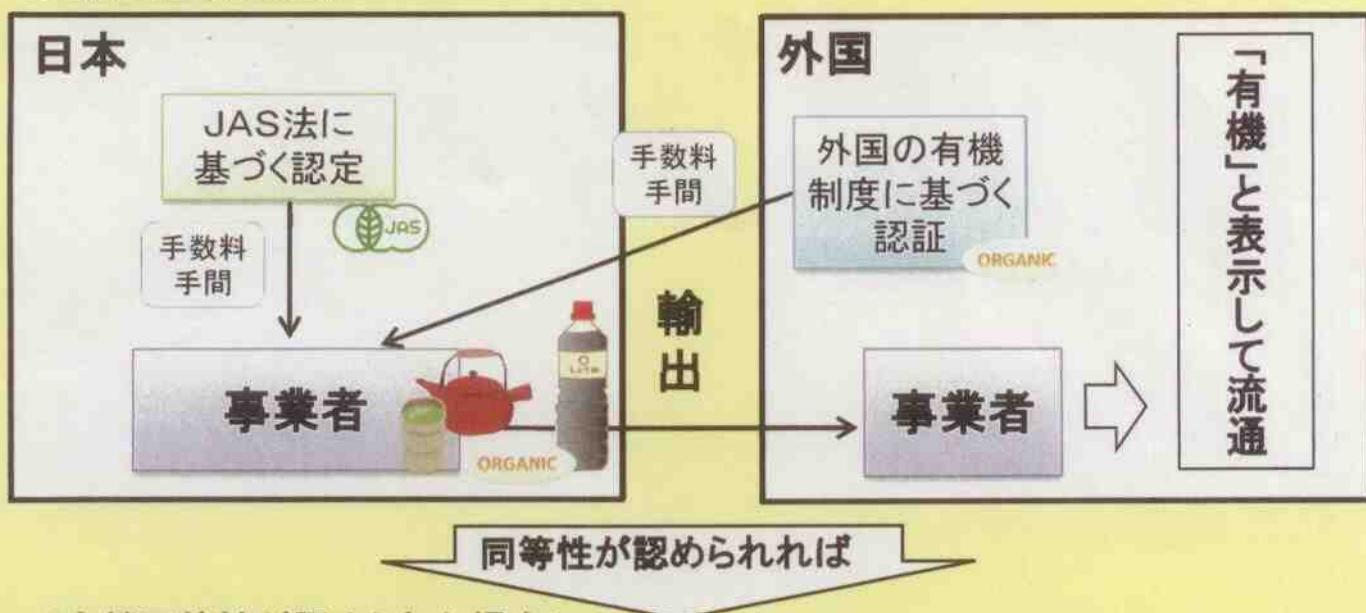
有機食品の同等性について

- 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。
(その国の有機規格への適合性を認められた产品でなければ「有機」と表示できない)
- 一方、国家間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国の有機認証を自国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。これを「有機食品の同等性」という。

(参考)日本から外国への有機農産物等の輸出

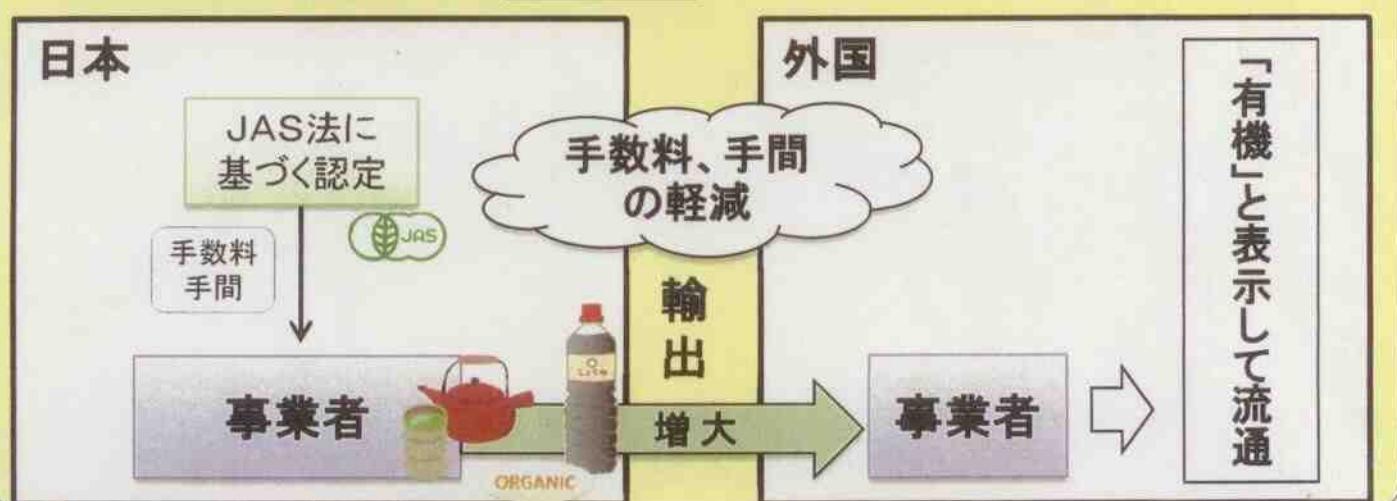
<有機同等性が認められていない場合>

日本の事業者は、外国の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができない。

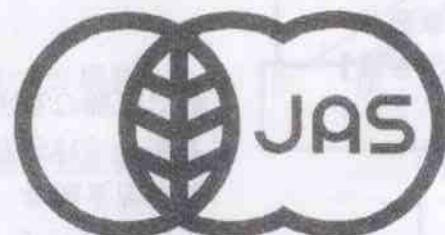


<有機同等性が認められた場合>

日本の事業者は、JAS法に基づく認定を受ければ、外国の有機認証を受けないで、「有機」と表示した農産物等の輸出が可能。



有機食品の検査認証制度について



登録認定機関名

平成25年10月

農林水産省消費・安全局

I 有機農産物等に係る検査認証制度の創設

- 1 農産物に対する安全性や健康指向等に対する消費者の関心の高まりの中、「有機」、「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じていたことから、平成4年に表示ガイドラインを制定し表示の適正化を図ってきたところである。しかしながら、ガイドラインには強制力がないことから、有機農産物についての不適切な表示が行われたり生産基準の不統一が見られる等混乱している状況にあった。
- 2 一方、国際的には、平成3年からコーデックス委員会(FAO/WHO 合同食品規格委員会)において、有機食品に係るガイドライン作成についての検討作業が開始され、平成11年には、「有機生産食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」が採択された。
- 3 このような状況を踏まえ、平成11年に改正されたJAS法に基づき、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格が制定され、表示の適正化が図られたところである（その後、有機畜産物等に関する日本農林規格についても制定。）。
- 4 なお、有機食品に関する日本農林規格は、コーデックスガイドラインに準拠して定められたものであり、米、欧、豪、等の諸外国においても、我が国と同様にコーデックスガイドラインに準拠した制度である。



【表示の規制】

- ・ 有機農産物や有機農産物加工食品については、名称の表示の混乱が見られ、一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要である物資として政令指定。
- ・ これにより、有機JAS規格を満たすものとして、認定事業者により格付の表示（有機JASマーク）が付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」又はこれと紛らわしい表示は不可（平成13年4月1日施行）。

II 有機食品の検査認証制度について

【検査認証制度の仕組み】

1 登録認定機関の登録

農林水産大臣は、認定機関からの申請を受け、JAS法に定められた基準に基づいて審査を行い、登録認定機関として登録する。

2 認定事業者の認定

登録認定機関は、有機農産物の生産農家や加工食品の製造業者からの認定の申請を受け、認定の技術的基準に基づいて審査を行い、認定する。

この認定は書類審査及び実地検査により、

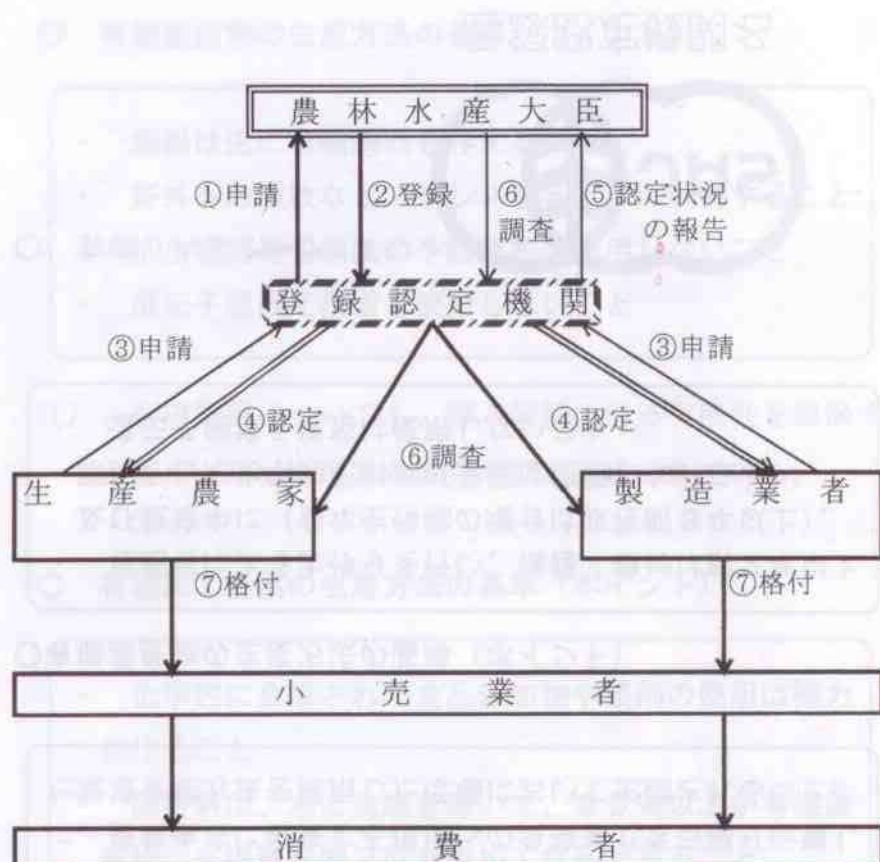
- (ア) ほ場又は加工場が有機の生産基準（有機JAS規格）を満たしていること
- (イ) 当該規格に則して生産できるよう生産管理や生産管理記録の作成が適切に行うことが出来ること
- を確認することにより行う。

3 認定事業者の調査

登録認定機関は、認定を行った生産農家や製造業者が認定後も有機JAS規格に基づいて生産を行っていることを確認するため、最低1年に1回、調査を行う。

4 認定事業者による格付

認定を受けた有機農産物の生産農家や加工食品の製造業者は、生産・製造過程の記録等に基づいて自ら生産・製造した食品を格付し、有機JASマークを貼付して市場に供給する。



III 有機食品の日本農林規格

(1) 有機農産物の日本農林規格

① 制定の経緯

有機農産物の日本農林規格は、コーデックス総会で平成11年に採択された「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」に準拠して定められたものであり、農林物資規格調査会における審議を経て、平成12年1月に改正JAS法に基づいて農林水産大臣が告示している。

② 内容

有機農産物の日本農林規格は、有機農産物の生産の原則（右上参照）をうたうとともに、生産の方法の基準及び名称の表示方法を規定している。

ア 生産の方法の基準（ポイントは右のとおり）

- ・ ほ場、採取場
- ・ ほ場に使用する種子又は苗等
- ・ ほ場における肥培管理
- ・ 栽培場、種菌、栽培場における栽培管理
- ・ ほ場又は栽培場における有害動植物の防除
- ・ 一般管理、育苗管理
- ・ 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理

イ 名称の表示方法

「有機農産物」、「有機栽培農産物」、「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」等と表示することを規定している。（「〇〇」には、その一般的な農産物の名称を記載する。）

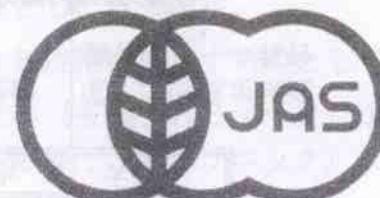
○有機農産物の生産の原則

農業の自然循環機能の維持増進を図るために、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壤の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。

○有機農産物の生産方法の基準（ポイント）

- ・ 堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）、原則として化学的肥料及び農薬は使用しないこと
- ・ 遺伝子組換え種苗は使用しないこと

○ 有機JASマーク



登録認定機関名

(2) 有機畜産物の日本農林規格

① 制定の経緯

有機畜産物の日本農林規格は、平成13年にコーデックス総会で有機畜産物の国際基準についても採択されたこと、生産者団体等からも規格制定の要望があったことを踏まえ、JAS調査会における審議を経て、平成17年10月に農林水産大臣により告示された。

② 有機畜産物の生産の原則

環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的要求及び行動学的要求に配慮して飼養した家畜又は家きんから生産することとされている。

(3) 有機加工食品の日本農林規格

① 制定の経緯

平成12年に、有機農産物の日本農林規格とともに有機農産物加工食品の日本農林規格が制定され、平成17年には、有機畜産物の日本農林規格の制定に伴い、有機畜産物の加工食品も含めた規格に改正された。

② 有機加工食品の生産の原則

原材料である有機農産物及び有機畜産物の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として生産することとされている。

○ 有機畜産物の生産方法の基準（ポイント）

- ・ 飼料は主に有機飼料を与えること
- ・ 野外への放牧などストレスを与えずに飼育すること
- ・ 抗生物質等を病気の予防目的で使用しないこと
- ・ 遺伝子組換え技術を使用しないこと

(注) 有機飼料についても、購入飼料に係る有機性を担保する観点から、別途日本農林規格が定められている。

○ 有機加工食品の生産方法の基準（ポイント）

- ・ 化学的に合成された食品添加物や薬剤の使用は極力避けること
- ・ 原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品であること
- ・ 薬剤により汚染されないよう管理された工場で製造を行うこと
- ・ 遺伝子組換え技術を使用しないこと

IV 海外からの有機食品の輸入

1 2種類の方法

- (1) 国内の登録認定機関又は登録外国認定機関から認定を受けた外国製造業者等が生産、製造した有機食品に有機 JAS マークを貼付して流通させる方法
 - (2) 我が国の登録認定機関から認定を受けた輸入業者が有機 JAS マークを貼付して流通させる方法（2の同等性要件を満たした国から有機農産物及び有機農産物加工食品を輸入する場合に限る（JAS 法第 15 条の 2）。認定輸入業者は、輸入先国の制度に基づく認定事業者に有機 JAS マークの貼付を委託可）

2 同等性要件

1の(2)による方法の前提として、日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付制度を有する国の政府機関等から発行された証明書又はその写しが添付されていなければならぬ。(JAS法第15条の2第2項関係)

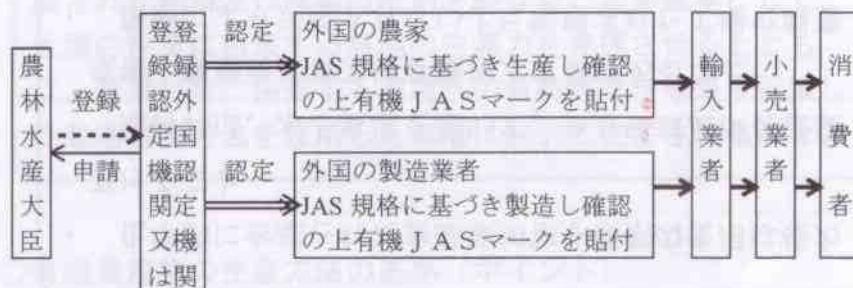
この場合、「同等の水準にある」とは、

- (1) 「格付の制度とその適切な運用の担保措置」と「格付表示の信頼性を確保する制度」が存在し、その内容が JAS 制度と同等の水準であること
(2) 対象となる農林物資についての規格が日本農林規格と同等であること
という要件が満たされていることをいう。

3 現在の状況

平成25年10月現在、有機農産物に関し、JAS法第15条の2における同等性を有している国としては、EU加盟国、オーストラリア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ニュージーランド及びスイスが省令で指定されている。

(1) 我が国の登録認定機関又は登録外国認定機関から認定を受けた
　　外国製造業者等が生産、製造した有機食品に有機 JAS マークを貼
　　付して流通させる方法



(2) 我が国の登録認定機関から認定を受けた輸入業者が有機 JAS マークを貼付して流通（有機農産物及び有機農産物加工食品に限る）

